

令和2年度の負担金率改定（案）について（普通補償経理）

令和元年9月
地方公務員災害補償基金

1 令和2年度の負担金率改定の基本方針

負担金率改定のポイント

- 平成25年2月財政委員会答申に基づく充足賦課方式への円滑な移行を実現するため、平成26年度から3年ごとに3段階で実施することとされている負担金率改定の最終の第3段階の改定を行う。
- 第3段階においては、充足賦課方式を実施していくために必要な財源を確保できる負担金率に改定する。

2 充足賦課方式への円滑な移行に伴う負担金率の改定経緯

(1) 平成25年2月財政委員会答申

○今後の基金財政を安定的に運営していくため、中長期的な観点に立って、「負担金率のあり方（支払備金のあり方を含む）」を審議するため、地方公共団体の実務責任者により組織された財政委員会が平成23年11月から9回にわたり開催されるとともに、会議資料及び議事録等を地方公共団体に提供し、共通の問題意識の下に議論を重ね、委員会としての答申をとりまとめた。

○答申においては、将来の安定的な財政運営の観点及び負担の公平性の確保を重視する観点から、平成26年度以降の新規裁定年金の給付部分の取扱いについては、負担を将来に先送りするのではなく、その時点で所要額を積み立てる充足賦課方式を採用することとされた。また、その移行に当たっては負担金率の大幅な上昇を避けるため、引上げを複数回に分け、段階的かつ緩やかなものとなるよう支払備金の特例的な取崩しを行うこととされた。

○将来推計として、平成25年度の負担金率1.29/1,000と比して、「6%増→9%増→12%増」の3段階での段階的な引上げを行う考え方が示された。この数値を千分率の表記に置き換えると、平成25年度の負担金率と比して、「0.08ポイント増→0.12ポイント増→0.16ポイント増」の3段階となる。

(2) 平成 26 年度と平成 29 年度の改定

平成 25 年 2 月財政委員会答申に基づき、充足賦課方式による安定的な財政運営を行うため、負担金率の引上げは、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度の 3 段階で行うこととしている。

○【第 1 段階】 平成 26 年度の改定（平成 26～28 年度に適用）

平成 24 年度決算等を基に平成 26 年度以降 3 年間の財政収支の推計を行った結果、 $1.39/1,000$ （平成 25 年度の実負担金率 $1.29/1,000$ と比して、0.10 ポイント、8%増）となることから、引上げ幅を抑制するため、支払備金の特例的な取崩しの実施により、財政委員会答申における将来推計と同じく、 $1.37/1,000$ （平成 25 年度の実負担金率 $1.29/1,000$ と比して、0.08 ポイント、6.2%増）へ改定したところ。

○【第 2 段階】 平成 29 年度の改定（平成 29～令和元年度に適用）

平成 27 年度決算等を基に平成 29 年度以降 3 年間の財政収支の推計を行った結果、 $1.51/1,000$ （平成 28 年度の実負担金率 $1.37/1,000$ と比して、0.15 ポイント、10%増）となることから、引上げ幅を抑制するため、財政委員会答申における将来推計と同じく、 $1.41/1,000$ （平成 28 年度の実負担金率 $1.37/1,000$ と比して、0.04 ポイント、2.9%増）へ改定したところ。

3 負担金率改定の基本方針に基づく令和 2 年度負担金率（案）

◆ 普通補償経理の負担金率（9 職種平均）

現行 $1.41/1,000$ → 改定後 $1.45/1,000$

○平成 30 年度決算等を反映した基金の財政収支の推計を踏まえ、財政委員会答申に基づき、充足賦課方式により安定的な財政運営を行い、必要な財源を確保するための令和 2 年度以降の負担金率（9 職種平均）は、 $1.45/1,000$ （現行の負担金率 $1.41/1,000$ と比して 0.04 ポイント、2.8%増）となる。

○充足賦課方式とは、「一般的には、給付期間が長期にわたる年金制度を有する保険制度を安定的かつ公平に運用することに適した方式」（財政委員会答申 P4）であり、特定年度の収支のみで負担金率を決めるのではなく、財政委員会答申の考え方を踏まえたものとする必要があるところ。

○支払備金の特例的な取崩しについては、第 1 段階及び第 2 段階は負担金率の引上げを段階的かつ緩やかなものとするため実施したのに対し、第 3 段階は制度の最終段階であることから取崩しは実施しない。

（なお、支払備金の特例的な取崩しは、平成 25 年度以前の既裁定年金分の将来の支払い財源の減であり、将来の負担金率の上昇にもつながるものである。）

◆ 令和2年度改定の負担金率の算定式（9職種平均）

【令和2～4年度の3年間の合計見込み】

	給付費等 1001.1億円	-	負担金を除く収入額 148.1億円
負担金率 1.45/1,000 =	<ul style="list-style-type: none"> ・給付費等 830.7億円 ・H26以降の裁定年金分に係る 支払備金繰入 170.4億円 		<ul style="list-style-type: none"> ・運用収益等 27.9億円 ・H25以前の裁定年金分に係る 支払備金の取崩し 68.2億円 ・H26以降の裁定年金分に係る 支払備金の取崩し 52.0億円
	給与総額 59.0兆円		

(注) 単位以下四捨五入により、一致しない箇所がある。
 ※支払備金の特例的取崩しは、実施しない。

○ 9職種別の負担金率は、次頁のとおり。

4 今後の改定スケジュール

令和2年度の負担金率の改定については、次のスケジュールで会議・手続き等を行う。

時 期	会議・手続き等	
4月	事務長会議	平成30年度決算見込み等を踏まえた試算の説明
5～6月	役員会・運営審議会・代表者委員会	
6月	(平成30年度決算額確定)	(決算額等に基づく職種別推計)
7月～9月	7月26日 臨時事務長会議 8月1日 関東ブロック会議 8月8日 九州ブロック会議 8月23日 中部ブロック会議 8月26日 近畿ブロック会議 8月29日 北海道・東北ブロック会議 9月6日 中国・四国ブロック会議 9月30日 負担金率の改定に係る通知の発出	改定の具体的内容の説明 (平成30年度決算等を踏まえた9職種別の負担金率等)
10月～12月	役員会・運営審議会・代表者委員会 定款変更の認可申請（総務大臣） 定款変更の認可（総務大臣）	平成30年度決算等を踏まえた9職種別の負担金率の説明、定款の変更に係る手続き

◇負担金率の改定（案）

(単位:1,000分の1)

区 分	S61～H14	H15～H17		H18～H20		H21～H25		H26～H28		H29～R1		R2～R4	
		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率		伸び率	
義務教育学校職員	0.68	0.73	7.35%	0.71	△ 2.74%	0.76	7.04%	0.80	5.26%	0.90	12.50%	1.00	11.11%
義務教育学校職員以外の教育職員	0.89	0.82	△ 7.87%	0.91	10.98%	1.05	15.38%	1.11	5.71%	1.16	4.50%	1.07	△ 7.76%
警察職員	2.73	2.54	△ 6.96%	2.58	1.57%	3.18	23.26%	3.14	△ 1.26%	3.16	0.64%	3.39	7.28%
消防職員	1.23	1.47	19.51%	1.56	6.12%	1.67	7.05%	2.04	22.16%	2.33	14.22%	2.45	5.15%
電気・ガス・水道事業職員	0.95	0.97	2.11%	1.16	19.59%	1.34	15.52%	1.72	28.36%	1.95	13.37%	1.65	△ 15.38%
運輸事業職員	0.68	0.88	29.41%	1.14	29.55%	※ 2.18	91.23%	1.72	△ 21.10%	1.86	8.14%	1.95	4.84%
清掃事業職員	3.53	3.41	△ 3.40%	3.37	△ 1.17%	3.34	△ 0.89%	3.45	3.29%	3.43	△ 0.58%	4.18	21.87%
船 員	2.89	3.75	29.76%	4.87	29.87%	6.44	32.24%	4.81	△ 25.31%	3.77	△ 21.62%	4.12	9.28%
その他の職員	0.82	0.82	0.00%	0.89	8.54%	1.04	16.85%	1.14	9.62%	1.09	△ 4.39%	1.08	△ 0.92%
全職種平均	1.06	1.06	0.00%	1.12	5.66%	1.29	15.18%	1.37	6.20%	1.41	2.92%	1.45	2.84%

※運輸事業職員については、激変緩和措置を講じた。(H20: 1.14 → H21: 1.49 → H22: 1.84 → H23: 2.18)

◇収支推計

(単位:百万円)

区 分		H29決算	H30決算	R1予算		R2推計	R3推計	R4推計	
負担金率		1.41 +0.04ポイント			計	1.45 +0.04ポイント			計
対改訂前負担金率増減		2.9%				2.8%			
収 入	負 担 金	27,419	27,355	27,464	82,238	28,398	28,471	28,546	85,415
	負担金	27,419	27,355	27,464	82,238	28,398	28,471	28,546	85,415
	特別負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	運 用 収 益	578	457	385	1,420	285	233	234	752
	賠 償 金	659	560	490	1,709	490	490	490	1,470
	雑 収 入	158	168	199	525	193	190	186	569
	支 払 備 金 戻 入	5,814	3,968	4,966	14,748	3,832	4,006	4,180	12,018
	既裁定年金分に係る 支払備金の取崩し	2,973	2,870	2,804	8,647	2,329	2,273	2,220	6,822
	新規裁定年金分に係る 支払備金の取崩し	891	1,098	1,308	3,297	1,503	1,732	1,960	5,195
	支払備金の特例取崩し	1,950		853	2,803	0	0	0	0
不足金補てん積立金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計 (A)	34,628	32,508	33,504	100,640	33,198	33,390	33,635	100,223	
支 出	給 付 費	26,115	24,440	25,039	75,594	25,051	25,015	24,977	75,043
	公務災害防止事業費	143	139	170	452	170	170	170	510
	公務災害防止事業	143	139	170	452	170	170	170	510
	メンタルヘルス 総合対策事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業運営費その他	1,909	1,991	2,631	6,531	2,554	2,507	2,454	7,515
	支 払 備 金 繰 入	4,327	3,722	5,664	13,713	5,621	5,701	5,721	17,043
	小 計 (B)	32,494	30,292	33,504	96,290	33,395	33,393	33,322	100,110
差 引 (A-B)	2,133	2,216	0	4,349	△ 197	△ 3	313	113	
不足金補てん積立金残高	0	1,008	1,008	—	811	808	1,121	—	
不足金累計額	△ 1,208	0	0	—	0	0	0	—	

※端数処理により小計などが一致しない場合がある。

(別紙) 各推計値の算出方法

(1) 給付費等

① 年金給付に係る給付費

ア 平成 25 年度以前の裁定年金分に係る当該年度の給付費

職種別年金種類別に、平成 30 年度決算における平成 25 年度以前の裁定年金分に係る年金受給権者 1 人当たりの給付額に、平成 25 年度以前の裁定年金分に係る受給権者数を乗じて算出した。各年度の受給権者数は、当該年度の前年度の平成 25 年度以前の裁定年金分に係る受給権者数及び過去 5 年間（平成 26～30 年度）の平均失権率を用いて算出した。

イ 平成 26 年度以降の裁定年金分に係る当該年度の給付費

(ア) 裁定年度における給付費

職種別年金種類別に、過去 5 年間（平成 26～30 年度）の受給権者に係る年金裁定年度における 1 人当たりの給付額に、各年度の裁定年金分に係る受給権者数を乗じて算出した。各年度の受給権者数は、今後の職員数（(3) 参照）及び過去 5 年間（平成 26～30 年度）の平均新規発生率を用いて算出した。

(イ) 裁定年度の翌年度以降における給付費

職種別年金種類別に、過去 5 年間（平成 26～30 年度）の受給権者に係る年金裁定年度の翌年度以降における 1 人当たりの給付額に、平成 26 年度から当該年度の前年度までの裁定年金分に係る受給権者数を乗じて算出した。各年度の受給権者数は、平成 26 年度から当該年度の前年度までの裁定年金分に係る受給権者数及び過去 5 年間（平成 26～30 年度）の平均失権率を用いて算出した。

ウ 平成 26 年度以降の裁定年金分に係る支払備金への繰入

職種別年金種類別に、平成 30 年度末における年金受給権者 1 人当たりの将来年金所要見込額に新規発生件数を乗じて得た額に、利子相当額を加えて算出した。各年度の新規発生件数は、今後の職員数（(3) 参照）及び過去 5 年間（平成 26～30 年度）の平均新規発生率を用いて算出した。

② 年金給付以外の給付費

職種別補償等種類別に、過去 5 年間（平成 26～30 年度決算）の平均と同額とした。なお、東日本大震災に係る給付費を除いた額とした。

③ 公務災害防止事業費

令和元年度予算と同額とした。

職種別の配分は、平成 26～30 年度決算における給付費の職種別構成比により按分した。

④ 人件費、事業運営費、減価償却費及び開発償却費

人件費及び事業運営費は令和元年度予算と同額とした。

減価償却費及び開発費償却は、所要見込額の積上げにより計上した。

職種別の配分は、平成 26～30 年度決算における給付費の職種別構成比により按分した。

(2) 負担金を除く収入

① 支払備金の取崩し

ア 平成 25 年度以前の裁定年金分に係る支払備金の保有率に基づく取崩し

平成 25 年度以前の裁定年金分に係る給付費（(1)①ア参照）に、支払備金の保有率を乗じて算出した。支払備金の保有率は、令和元年度末における支払備金積立額（439 億円）を令和元年度末における平成 25 年度以前の裁定年金受給権者の将来年金所要見込額（2,173 億円）で除して算出した。

職種別の配分は、令和元年度末における平成 25 年度以前の裁定年金受給権者の将来年金所要見込額の職種別構成比により按分した。

イ 平成 26 年度以降の裁定年金分に係る所要額の取崩し

(1)①イ(イ)と同額

② 運用収益

預貯金利息は、平成 30 年度平均残高に各年度における長期債の償還額と新規購入予定額との差額を加味した平均残高見込額に、運用利率を乗じて得た額とした。

有価証券利息及び有価証券益は、平成 30 年度末保有有価証券に係る額に、令和元年度以降取得有価証券に係る推計額を合算した額とした。

職種別の配分は、平成 26～30 年度決算における給付費の職種別構成比により按分した。

③ 賠償金

賠償金は、令和元年度予算と同額とした。

職種別の配分は、平成 26～30 年度決算における給付費の職種別構成比により按分した。

④ 雑収入

ア 管理費分担金

管理費分担金は、支出における事務費（人件費、事業運営費、減価償却費及び開発費償却）の推計値に、特別補償経理の分担金率（7.5%）を乗じて算出した。

職種別の配分は、平成 26～30 年度決算における給付費の職種別構成比により按分した。

イ 雑入及び一部負担金

雑入及び一部負担金は、令和元年度予算と同額とした。

職種別の配分は、平成 26～30 年度決算における給付費の職種別構成比により按分した。

(3) 給与総額

給与総額は、職種別に、

- ・職員 1 人当たりの平均給与単価については、令和元年度予算における職員 1 人当たりの平均給与単価とし、
- ・職員数については、令和元年度予算における職員数をベースに、過去 3 年間（平成 29～令和元年度）の平均増減率を乗ずることにより推計し、
- ・得られた平均給与単価と職員数を乗じて

各年度の給与総額を推計した。

なお、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行（令和 2 年 4 月 1 日）後、臨時的任用職員は「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられ、任用の日から地方公務員災害補償法第 2 条第 1 号が適用されることとなるため、会計年度任用職員制度の準備状況等に関する総務省の調査結果による臨時的任用職員の任用見込者数等を基に、職種別に給与総額に与える影響を考慮して推計した。

資料1 負担金率の算定に係る各項目の算定方法

普通補償経理

区 分	算定方法の説明
給付費等	
R2～R4の年金給付に係る給付費	
H25以前の裁定年金分に係る当該年度の給付費	<p>H30決算におけるH25以前の裁定年金分に係る年金受給権者1人当たり給付額 × R2～R4におけるH25以前の裁定年金分に係る受給権者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1におけるH25以前の裁定年金分に係る受給権者数 =H30決算のH25以前の裁定年金分に係る受給権者数 × (1 - 過去5年間(H26～H30)の平均失権率) ・R2におけるH25以前の裁定年金分に係る受給権者数 =R1におけるH25以前の裁定年金分に係る受給権者数 × (1 - 過去5年間(H26～H30)の平均失権率) ・R3におけるH25以前の裁定年金分に係る受給権者数 =R2におけるH25以前の裁定年金分に係る受給権者数 × (1 - 過去5年間(H26～H30)の平均失権率) ・R4におけるH25以前の裁定年金分に係る受給権者数 =R3におけるH25以前の裁定年金分に係る受給権者数 × (1 - 過去5年間(H26～H30)の平均失権率)
H26以降の裁定年金分に係る当該年度の給付費	<p>① 裁定年度における給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ H26以降の裁定年金分(過去5年間(H26～H30))に係る年金裁定年度における年金受給権者1人当たり給付額 × R2～R4における当該年度裁定年金分に係る受給権者数 ・R2裁定年金分に係る受給権者数=R2職員数 × 過去5年間(H26～H30)の平均新規発生率 ・R3裁定年金分に係る受給権者数=R3職員数 × 過去5年間(H26～H30)の平均新規発生率 ・R4裁定年金分に係る受給権者数=R4職員数 × 過去5年間(H26～H30)の平均新規発生率 ※ 職員数については「給与総額」の「R2～R4の職員数」を参照 <p>② 裁定年度の翌年度以降における給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ H26以降の裁定年金分(過去5年間(H26～H30))に係る年金裁定年度の翌年度以降における年金受給権者1人当たり給付額 × R2～R4におけるH26～当該年度前年度の裁定年金分に係る受給権者数 ・R2におけるH26～当該年度前年度の裁定年金分に係る受給権者数 =H26～R1裁定年金分に係る受給権者数 × (1 - 過去5年間(H26～H30)の平均失権率) ・R3におけるH26～当該年度前年度の裁定年金分に係る受給権者数 =H26～R2裁定年金分に係る受給権者数 × (1 - 過去5年間(H26～H30)の平均失権率) ・R4におけるH26～当該年度前年度の裁定年金分に係る受給権者数 =H26～R3裁定年金分に係る受給権者数 × (1 - 過去5年間(H26～H30)の平均失権率)
H26以降の裁定年金分に係る支払備金への繰入額	<p>① H30末年金受給権者1人当たり将来年金所要見込額 × (職員数 × 過去5年間(H26～H30)の平均新規発生率)</p> <p>※ 職員数については「給与総額」の「R2～R4の職員数」を参照</p> <p>② 利子相当額分の繰入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1末現在のH26以降の裁定年金分に係る支払備金残高 × 0.5% ・R2末現在のH26以降の裁定年金分に係る支払備金残高 × 0.5% ・R3末現在のH26以降の裁定年金分に係る支払備金残高 × 0.5%
R2～R4の年金給付以外の給付費	H26～H30決算額の平均 (東日本大震災除き)
R2～R4の公務災害防止事業費及び事業運営費等	
公務災害防止事業費	R1予算額
人件費	R1予算額
事業運営費	R1予算額
減価償却費及び開発費償却	所要見込額の積上げ

区 分	算定方法の説明
負担金を除く収入	
R2～R4の支払備金の取崩し	
H25以前の裁定年金分に係る支払備金の保有率に基づく取崩し	H25以前の裁定年金分に係る当該年度の給付費 × 取崩し率(保有率) ・「H25以前の裁定年金分に係る当該年度の給付費」については、「給付費等」の「H25以前の裁定年金分に係る当該年度の給付費」を参照 ・取崩し率(保有率) = R1末における支払備金積立額(439億円) ÷ R1末におけるH25末以前の裁定年金受給権者に係る将来年金所要見込額(2,173億円)
H26以降の裁定年金分に係る所要額の取崩し	「給付費等」の「H26以降の裁定年金分に係る当該年度の給付費」②と同額
R2～R4の運用収益及び賠償金等	
運用収益	預貯金利息は、H30年度平均残高に各年度における長期債の償還額と新規購入予定額との差額を加味した平均残高見込額に、運用利率を乗じて得た額とした。 有価証券利息及び有価証券益は、H30年度末保有有価証券に係る額に、R1以降取得有価証券に係る推計額を合算した額とした。
賠償金	R1予算額
雑収入	
管理費分担金	(人件費＋事業運営費＋減価償却費及び開発費償却) × 特別補償経理分担金率(7.5%) ・人件費等については「給付費等」の「R2～R4の公務災害防止事業費及び事業運営費等」を参照
雑入及び一部負担金	R1予算額

区 分	算定方法の説明
給与総額	
R2～R4の給与総額	平均給与単価 × 職員数 ・平均給与単価: R1予算における職員1人当たり給与単価 ・R2職員数: R1予算における職員数 × 過去3年間(H29～R1)の平均増減率 ・R3職員数: R2職員数 × 過去3年間(H29～R1)の平均増減率 ・R4職員数: R3職員数 × 過去3年間(H29～R1)の平均増減率 ※地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行(R2.4.1)後、臨時的任用職員は「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられ、任用の日から地方公務員災害補償法第2条第1号が適用されることとなるため、会計年度任用職員制度の準備状況等に関する総務省の調査結果による臨時的任用職員の任用見込者数等を基に、職種別に給与総額に与える影響を考慮して推計した。

※ 「H25以前の裁定年金分に係る支払備金の保有率に基づく取崩し」に係る9職種別の配分については、R1末現在におけるH25以前の裁定年金受給権者に係る将来年金所要見込額の職種別構成比により按分した。
「R2～R4の公務災害防止事業費及び事業運営費等」及び「R2～R4の運用収益及び賠償金等」に係る9職種別の配分については、H26～H30決算における給付費の職種別構成比により按分した。

資料2 負担金率の算定表

普通補償経理

区 分	今後3年間の所要見込額等			給与総額 (R2~4) D	改定後負担金率 (C/D×1,000) E %	現 行 負担金率 F %	改定割合 (E-F)/F×100 F'	差 引 (E-F)	負担金額 (R2~4)		差 額 (G-H)
	給付費等 (R2~4) A	負担金を 除く収入 (R2~4) B	負担金 所要見込額 (A-B) C						新 (D×E) G	旧 (D×F) H	
義務教育学校職員	16,274	2,140	14,133	14,146,872	1.00	0.90	11.11	0.10	14,147	12,732	1,415
義務教育学校職員 以外の教育職員	10,291	1,495	8,795	8,249,579	1.07	1.16	△ 7.76	△ 0.09	8,827	9,570	△ 742
警 察 職 員	24,720	3,508	21,212	6,258,272	3.39	3.16	7.28	0.23	21,216	19,776	1,439
消 防 職 員	9,256	1,480	7,776	3,177,985	2.45	2.33	5.15	0.12	7,786	7,405	381
電気・ガス・水道 事業職員	2,870	533	2,337	1,418,511	1.65	1.95	△ 15.38	△ 0.30	2,341	2,766	△ 426
運 輸 事 業 職 員	1,304	180	1,123	576,715	1.95	1.86	4.84	0.09	1,125	1,073	52
清 掃 事 業 職 員	4,146	566	3,580	856,607	4.18	3.43	21.87	0.75	3,581	2,938	642
船 員	190	32	158	38,440	4.12	3.77	9.28	0.35	158	145	13
そ の 他 の 職 員	31,059	4,873	26,186	24,292,234	1.08	1.09	△ 0.92	△ 0.01	26,236	26,479	△ 243
合 計	100,110	14,808	85,302	59,015,214	1.45	1.41	2.84	0.04	85,415	82,883	2,532

※ 改定後負担金率は小数点第3位切上げ。
端数処理により、合計は単純合計と一致しない場合がある。

資料3 職種別給与総額及び負担金額の推計

普通補償経理

区 分	給与総額			負担金率 (改定後)	負担金額		
	R2年度	R3年度	R4年度		R2年度	R3年度	R4年度
	百万円	百万円	百万円		百万円	百万円	百万円
義務教育学校職員	4,725,081	4,715,619	4,706,171	1.00	4,725	4,716	4,706
義務教育学校職員 以外の教育職員	2,759,806	2,749,846	2,739,927	1.07	2,953	2,942	2,932
警 察 職 員	2,082,348	2,086,088	2,089,836	3.39	7,059	7,072	7,085
消 防 職 員	1,057,112	1,059,326	1,061,546	2.45	2,590	2,595	2,601
電気・ガス・水道 事業職員	475,722	472,831	469,958	1.65	785	780	775
運 輸 事 業 職 員	192,297	192,238	192,180	1.95	375	375	375
清 掃 事 業 職 員	289,794	285,514	281,298	4.18	1,211	1,193	1,176
船 員	12,876	12,813	12,751	4.12	53	53	53
そ の 他 の 職 員	8,006,315	8,097,067	8,188,853	1.08	8,647	8,745	8,844
合 計	19,601,351	19,671,344	19,742,519		28,398	28,471	28,546

※ 端数処理により、合計は単純合計と一致しない場合がある。

資料4 職種別給付費の推計

普通補償経理

(単位:百万円)

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R2～4 計
義務教育学校職員	4,021	3,867	4,044	4,138	3,725	3,864	3,941	3,949	3,959	11,849
義務教育学校職員 以外の教育職員	3,032	3,106	2,748	2,843	2,867	2,849	2,805	2,790	2,776	8,371
警 察 職 員	6,424	6,095	6,409	6,547	6,260	6,195	6,299	6,301	6,302	18,902
消 防 職 員	2,011	2,044	1,958	1,993	2,089	1,970	2,049	2,059	2,068	6,176
電気・ガス・水道 事業 職 員	818	945	722	720	726	767	766	763	764	2,293
運 輸 事 業 職 員	343	372	440	322	309	349	344	344	345	1,033
清 掃 事 業 職 員	1,248	1,275	1,097	1,147	1,019	1,129	1,073	1,051	1,029	3,153
船 員	74	75	68	61	58	66	56	56	56	169
そ の 他 の 職 員	8,334	8,339	7,805	8,344	7,387	7,849	7,718	7,702	7,678	23,097
合 計	26,304	26,118	25,291	26,115	24,440	25,039	25,051	25,015	24,977	75,043

※ 端数処理により、合計は単純合計と一致しない場合がある。

令和元年度は令和元年度予算額を平成26年度～平成30年度決算における給付費の職種別構成比で按分した。

資料5 支払備金の見通し

普通補償経理

(単位:百万円)

区 分		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
支 出	H25年度以前裁定年金分に係る 支払備金の取崩し	2,804	2,329	2,273	2,220
	H26年度以降裁定年金分に係る 支払備金の取崩し	1,308	1,503	1,732	1,960
	支払備金の特例取崩し	853	0	0	0
	小 計 (A)	4,966	3,832	4,006	4,180
収 入	H26年度以降裁定年金分に係る 支払備金の積立て	5,664	5,621	5,701	5,721
	小 計 (B)	5,664	5,621	5,701	5,721
H25年度以前裁定年金分 支払備金残高		43,854	41,526	39,252	37,033
H26年度以降裁定年金分 支払備金残高		26,405	30,522	34,491	38,252
支払備金残高計		70,259	72,048	73,743	75,285

※ 端数処理により、小計など一致しない場合がある。